一時預かりのご案内

保護者の就労や傷病等、その他私的な理由によって、家庭でお子さんを保育できない場合、一時的に保育園でお預かりする「一時預かり」を市内の教育・保育施設で実施しています。

【利用形態】

(1) 非定型的預かり…保護者の就労形態等により、平均週３日程度お預かりします。
(2) 緊急預かり………保護者の傷病、災害、出産、介護、冠婚葬祭等により、緊急かつ一時的に家庭で保育が困難となる児童をお預かりします。（利用開始日から１か月以内）
(3) 私的預かり………保護者の育児疲れ解消等、その他の私的な理由（学校行事、引越し等）により、平均週３日程度お預かりします。

※申込み多数の場合は、利用を制限することがあります。その場合、非定型的預かり及び緊急預かりを利用されている方を優先いたします。

【利用対象者】

江別市に住民登録がある方(里帰り出産を理由に緊急預かりで利用する場合、住民登録がなくても利用できます。)
※認可保育施設等に在籍している方は、原則利用できません。
※心身に障がいのあるお子さんは、事前に利用希望施設へお問い合わせください。

【保育時間】

日曜日、祝祭日、年末年始をのぞく月～土曜日の午前７時１５分から午後６時１５分まで

【利用料金】※年齢は４月１日現在の満年齢で決まります。

３歳未満児	３歳以上児
１，５００円（うち無償化対象額 1,300 円）	１，４００円（うち無償化対象額 1,200 円）

《利用料減免制度》非定型的預かり及び緊急預かりを利用する次の世帯は減免の対象となります。
(1) 生活保護法による被保護世帯　(2) 前年度市町村民税非課税世帯
《幼児教育・保育の無償化》詳細は裏面をご確認ください。

【申込み方法】

必要な書類等を添付して、実施施設へお申込みください。なお、お申し込みの際には、保健センターで受診した直近の乳幼児健診の結果、またはお子さまの健康状態が確認できる資料をご提示ください。

(1) 一時預かり申込書、一時預かり児童家庭調査表
(2) 就労の場合・・・就労証明書
(3) 出産の場合・・・母子手帳の写し
(4) 傷病、看護等の場合・・・医師の診断書（入院、通院期間を明記したもの）

※(2)～(4)については、非定型的預かりもしくは緊急預かりで利用する場合に提出が必要です。

【実施施設】

１日の利用定員は**各園 5～10 名程度**ですが、定員は各園により異なります。
利用を希望する施設で受入が可能か、事前に直接お問い合わせください。

対象年齢	施設名	住所	電話番号
満６か月～	認定こども園元江別わかば幼稚園	元町 24-8	382-2501
満 11 か月～	認定こども園あけぼの	大麻栄町 11-12	386-0006
満１歳６か月～	やよい保育園	弥生町 18-2	383-5397
	よつば保育園	野幌住吉町 37-7	389-3700
	江別桃の花保育園	２条５丁目 9-2　えべつみらいビル１階	887-9387
満１歳７か月～	誠染保育園	大麻東町 26-4	386-8110
満２歳～	あかしや保育園	東野幌町 47-8	382-3852
	愛保育園	幸町 8-9	384-0330
	わかば保育園	野幌若葉町 4-6	383-7732
	あすかの森認定こども園	緑町西１丁目 81	382-2285
	認定こども園もりのひだまり	上江別東町 15-2	383-0405

【幼児教育・保育の無償化について】

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年１０月から、一定の要件を満たし、「施設等利用給付認定」を受けた方は、一時預かりの利用料についても無償化されることとなりました。

＜対象者＞　下記いずれにも該当する方

・保育所、認定こども園、幼稚園等を利用していない方
・保育の必要性（月に６４時間以上の就労等）の認定事由に該当する方
・住民税非課税世帯の方（０～２歳児のみ）

該当する方は「施設等利用給付認定申請」を行ってください。
（詳細は江別市子ども育成課までお問い合わせください）

＜無償化の月額上限＞

一時預かり事業のほか、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の利用料を合わせて以下の表の範囲までが無償化の対象となります。（昼食・おやつなどの食材料費等は除く）

３歳～５歳児	月額 37,000 円まで無償化
０歳～２歳児	住民税非課税世帯を対象に 42,000 円まで無償化

＜江別市の一時預かり事業に係る無償化対象額＞

クラス年齢	１日あたり利用料	
		うち無償化対象額
３歳～５歳児	１，４００円	１，２００円
０歳～２歳児	１，５００円	１，３００円

＜給付請求の流れについて＞

1. 従来どおり、利用料を各園に支払ってください。（1 日 1,400 円、1,500 円）
2. 園から「領収書」と「提供証明書」が発行されますので大切に保管してください。
3. 施設等利用費請求書に、「領収書」と「提供証明書」を添付して、３か月に１回給付請求を行うことにより、無償化対象分（1 日 1,200 円、1,300 円）が市から給付されます。

無償化についてのお問い合わせ先

〒067-8674
江別市高砂町６番地
江別市子ども家庭部子ども育成課
TEL：011-381-1030